

○町内会管理防犯灯に係る管理費補助金交付要綱

平成20年3月31日告示第33号の2

改正

平成31年3月29日告示第25号

町内会管理防犯灯に係る管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防犯のために、町内会が管理する防犯灯のうち、市が指定する防犯灯について、管理費の一部を補助することにより、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号）に定めるもののほか、必要となる事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 町内会 洲本市連合町内会（以下「連合町内会」という。）に加盟している単位町内会及び地区連合町内会
- (2) 指定防犯灯 町内会が維持管理している公衆街路灯で、市長が別に定めるところにより指定したもの

(補助金)

第3条 指定防犯灯に係る電気料金の補助の金額は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の13第1項に規定する小売供給に係る供給条件に基づく消費電力が10ワット以下の公衆街路灯の年間電灯料金に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）として市長が定める額とする。

2 前項の補助金は、毎年12月1日現在の指定防犯灯の基数に基づき算定する。

3 町内会は、指定防犯灯の管理台帳及び位置図を整備し、保管しておくものとする。

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付申請、請求その他市長への手続は、連合町内会が一括して行う。

2 補助金の交付決定、通知その他市長からの手続は、連合町内会に対して行う。

3 補助金の交付を受けようとする町内会の代表者は、次の各号に掲げる指定防犯灯に関する書類のうち、該当するものを連合町内会に提出するものとする。

(1) 電気料金請求内訳書の写し

(2) 電気料金支払領収書の写し

(補助金の支払い)

第5条 市長は、連合町内会からの請求に基づき、町内会に補助金を支払うものとする。ただし、特に必要と認める場合は、連合町内会に支払うことができる。

2 市長は、必要と認めるときは、連合町内会からの請求に基づき、概算払いにより、補助金を支払うことができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第25号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第30号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月26日告示第97号）
この告示は、公布の日から施行する。